

シタルヨリ職工側ハ急據態度ヲ改メ二割値下ヲ認メ
改メテ固中ト共同シテ工場主ニ賃金支拂ヲ要求スル
ニ至リシモノナリ

六、要求事項

(1) 従前ノ賃金即時支拂

(2) 将来ニ賃金支拂セヨ運延セサルニ付

七、交渉状況

十七日午後代表者固中外ニ名ハ工場主自宅ヲ訪問折

衝ノ結果十八日午後二時要求ヲ答レ賃金支拂ヲ了シ

且将来ニ可成希望ニ添フ振努ハル者ヲ答ヘ解決シ

八、労働者側ノ行動

十七日全員罷業シタルニ至テ罷業セリ

右及申(通) 根信也

5.1 23
986

券社第三九六第

昭和四年十二月廿一日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達 謙藏 殿
社会局長 三云 官 殿
京都府知事 森田 敬 殿

一、社製作所労働爭議自然消滅ニ關スル件 (第三報……自然消滅)

要ノ工場主ハ工場ヲ費却物在ラ時マシタリ

又、爭議側ニ於テハ工場主所在不明ニシテ解決ノ方法ナク全部解散シ

旨 夫々他ニ就職セルヲ以テ爭議ハ自然消滅セリ

標記労働爭議ニ關シテ十月十八日既報ノ如ク其ノ後左記ノ通り自然消

滅ニ返シタリ

一、工場主側

工場主ハ全業ト稱シ所在不明トナリ前定ニハ事業ヲ留守局ニ居タルヲ尚
職主側ト末訪スルヲ以テ遂ニ十一月廿八日津村何シハ事業ト稱シ